

業務委託契約書(案)

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、「新潟県警察施設照明設備調査業務」について、別に定める仕様書のほか、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 業務の名称 新潟県警察施設照明設備調査業務
- 業務の内容 別紙「新潟県警察施設照明設備調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- 実施場所 仕様書のとおり

（善管注意義務）

第2条 乙は、本契約書及び仕様書、並びにこれらに基づく甲の指示により、業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和8年7月10日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の金額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円とする。

（業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料の金額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

- 乙は、業務について委託内容の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、甲に対し業務の内容変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

（成果品の提出及び検査）

第7条 乙は、仕様書に定めるもののほか、業務を完了したときは、業務の成果に関する報告書を本件業務の成果品として甲に提出しなければならない。

- 前項の成果品の提出期限については仕様書によるが、業務の進行状況に応じて、甲乙

協議して変更することができる。

- 3 甲は、成果品を受領したときは、その日から起算して 10 日以内にその内容について検査を行い、当該検査の結果を乙に通知する。
- 4 前項の規定による検査の結果に基づき、成果品の内容について修正を指示された場合は、乙は自己の負担において甲の指定する期間内にこれを補正し、甲の検査を受けなければならない。この場合の検査の実施については、前項の規定を準用する。
- 5 前 3 項の規定に基づき、甲が乙に通知したときをもって、成果品の引渡しが行われたものとする。

(委託料の支払)

第 8 条 乙は、前条第 3 項の検査に合格したときは、委託料を書面により、甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(業務従事者)

第 9 条 乙は、本契約締結後速やかに業務に関する責任者及び業務に従事する者（以下「責任者等」という。）を選任し、書面をもって甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき前項の規定により選任した責任者等に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、これらの者に対する業務の遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 3 乙は、業務の遂行上、責任者等が甲の指示する施設等に立ち入る場合、施設等の防犯、秩序維持等に関する諸規定等を責任者等に遵守させるものとする。
- 4 乙は、第 1 項の通知に際して業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取り扱いその他、責任者等が遵守すべき事項を記載した誓約書をすべての責任者等に提出させなければならない。

(資料等の提供及び返還)

第 10 条 甲は、乙から業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、無償でこれらの提供を行う。

- 2 乙は甲から提供を受けた資料等（次条第 1 項により複製又は改変したものを含む。）が業務遂行上不要となった場合には、遅滞なくこれらを甲に返還し、又は甲の指示に従って処置を行うものとする。

(資料等の管理)

第 11 条 乙は、甲から提供された業務に関する資料等を業務遂行上必要な範囲内で複製し、又は改変することができる。ただし、第 14 条に定める個人情報を含む資料等については、甲の書面による承諾なしに複製し、又は改変してはならない。

- 2 乙は、甲から提供された業務に関する資料等（前項の規定により複製し、又は改変した

ものを含む。以下同じ。)を善良なる管理者の注意をもって管理し、又は保管しなければならない。

- 3 乙は、甲から提供された業務に関する資料等を業務以外の用途に使用してはならない。
- 4 乙は、甲から提供された業務に関する資料等を、甲の承諾なしに業務の実施場所以外の場所に持ち出してはならない。

(情報の秘匿)

第12条 乙は、甲の書面による指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得たことを第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

- 2 乙は、責任者等が業務に関して知り得たことを第三者に漏らさないようにしなければならない。責任者等が業務の責任者又は従事する者でなくなった場合も同様とする。
- 3 乙は、業務に関するすべての情報を、甲の書面による指示又は承諾がある場合を除き、業務の目的以外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、前3項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(情報セキュリティ対策)

第14条 乙は、業務を実施するに当たっては、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(特許権等の使用)

第15条 乙は、業務の実施に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときはこの限りではない。

(成果品の帰属)

第16条 乙は、この契約により作成される成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 乙は、甲の書面による承諾がなければ、成果品の著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を行使してはならない。

(瑕疵担保)

第17条 成果品に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修正を請求し、又は修正に代え、当該損害の賠償を請求することができる。成果品の瑕疵により損害が発生したときは、修正とともに当該損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修正又は損害賠償の請求は、第7条第5項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(実地調査等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(障害発生等の報告)

第19条 乙は、障害や事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに至った場合は、契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由なく甲が行う履行の確認を妨害したとき。
- (5) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- (6) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき又は契約に違反したとき。

2 甲は、前項の定めにより契約を解除したときは、乙から委託料（履行済部分に相当する金額を控除した金額をいう。次条において同じ。）の100分の10の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。

3 乙は、第1項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、前条第1項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6か月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6か月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条第1項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 甲が、前2項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 4 第1項及び第2項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は委託料の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(損害賠償の予定)

第 22 条 乙は、前条第 1 項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、委託料の 100 分の 10 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

(損害の負担)

第 23 条 業務の実施について甲又は乙に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が専ら甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

2 甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、損害額を認定し、その一部を負担することがある。

3 前 2 項については、甲が契約を解除した場合も同様とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 24 条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 25 条 乙は、本契約について業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により乙が第三者に再委託するときは、乙は、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。

3 第 1 項ただし書きの規定により、乙が甲の承諾を得る場合には、乙は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱い、その他当該第三者が遵守すべき事項を記載した誓約書をすべての当該第三者に提出させなければならない。

(費用の負担)

第 26 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約保証金の返還等)

第 27 条 乙は、契約保証金を納付した場合であって、成果品を引き渡し、すべての業務の履行が確認されたときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

2 甲は乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

(協議及び紛争の解決)

第 28 条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、新潟県

財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第 1 審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）

令和 年 月 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(業務従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第 5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第 6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 乙は、情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 乙は、情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウィルス対策)

第 12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) ウィルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)

(3) 新潟県個人情報保護条例(平成 17 年新潟県条例第 2 号)

(実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。